

「市長への手紙」HP掲載データ（令和2年6月分）

見出し	0206-01 介護保険料の減免措置を制定してほしい
ご意見	<p>70歳以上で身体能力機能維持に努力している介護保険未利用者に報いるために、健康保険料自己負担減免措置に準じた介護保険料減免措置を制定してほしい。</p> <p>これからも介護保険料が毎年改訂されれば年金生活者は負担に耐えられず、納税拒否が続出する可能性が大きい。</p> <p>健康保険料減免措置と同様に、(1)75歳以上は3割減、(2)70歳以上は2割減、(3)高額年収者は除外し、応分の負担を要求する。私の令和元年の保険料は平成15年の2.04倍となっている。</p>
回答	<p>介護保険制度では、高齢者の介護を社会全体で支え合うため、その費用である介護保険給付費を公費（税金）半分、介護保険料半分で賄っています。そして、介護保険料で賄うべき部分は被保険者の所得状況に応じて負担していただく仕組みになっており、年齢による区分はありません。なお、介護保険料は3年ごとに見直されます。</p> <p>また、介護サービスを利用した際の自己負担については、所得に応じて1割から3割の負担割合となっており、介護保険料と同様に年齢による区分はありません。</p> <p>これらのことは法律により定められており、ご提言いただいた年齢に応じた介護保険料及び介護サービス自己負担額についての減免措置については、自治体（保険者）が独自で実施することはできません。</p> <p>なお、介護保険料は、介護給付費の増高に伴い上昇しますが、これを抑制するには、介護予防や要介護状態の軽減・悪化防止の取組みが大切であるとともに、近年、市民の皆様の支え合いや介護保険外の民間サービス活用等も極めて重要とされており、これらの促進も図ってまいりたいと考えております。ご理解ご協力をお願い申し上げます。</p>
担当課	地域包括支援センター 電話：0194-61-1112